

第7回 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月12日（火）13時30分～

場 所：当別町役場 第2庁舎

1 開会

2 議事

(1) 経過報告

(2) 今後の対応

(3) 町独自の支援策について

3 その他

4 閉会

【配布資料】

資料1：新型コロナウイルス感染症について

資料2：新型コロナウイルス感染症への対応方針（案）

新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課(R2.5.12)

1 発生の状況

(1) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

5月11日 0時までに確認されているPCR検査陽性者は15,630名。

	PCR検査 陽性者数	入院治療等を要する者		通院又は療養解 除となった者の数	死亡者数	確認中
			うち重症者			
国内事例	15,630	6,074	249	8,514	621	421

(2) 道内の発生状況 (R2.5.11現在)

966名 (死亡62名)

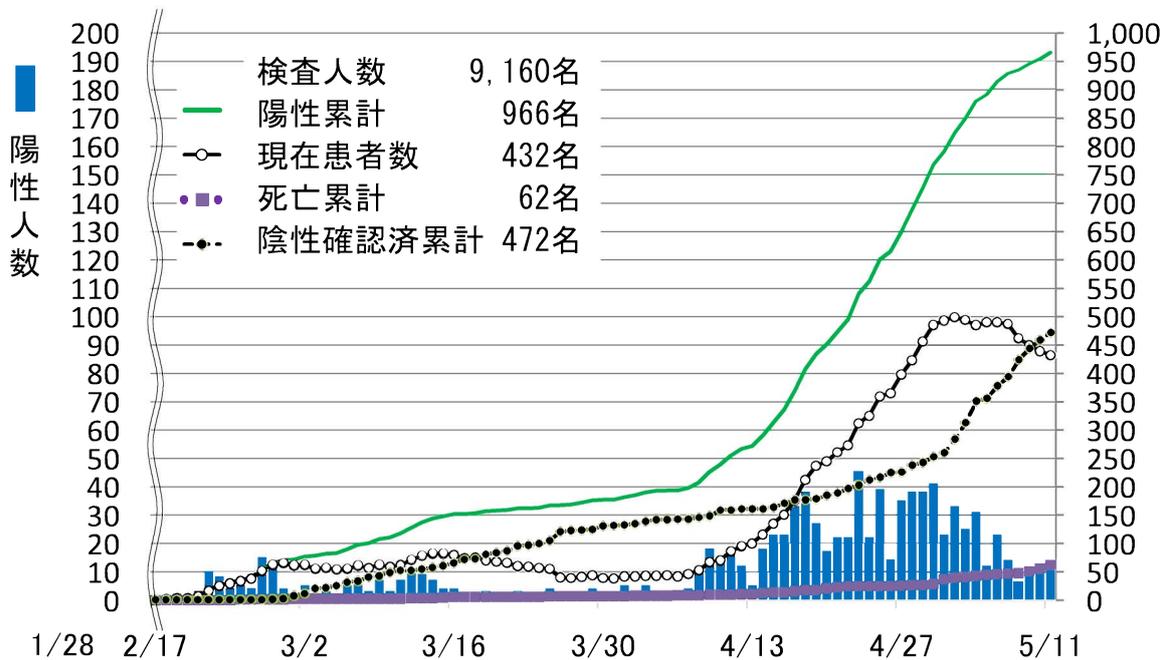
	PCR 検査 陽性者	現在 患者数			死亡者	陰性 確認済
			軽症 中等症	重症		
道内事例	966	432	408	24	62	472

新規検査人数計	本日の陽性者数	陽性率
144	12	8.3%

石狩振興局管内	738名	➔	札幌市	576名
渡島総合振興局管内	12名		千歳市	92名
檜山振興局管内	3名		北広島市	10名
後志総合振興局管内	24名		石狩市	6名
空知総合振興局管内	17名		恵庭市	5名
上川総合振興局管内	39名		江別市	5名
留萌振興局管内	4名		当別町	1名
宗谷総合振興局管内	5名		市町村非公表	43名
オホーツク総合振興局管内	55名			
胆振総合振興局管内	16名			
日高振興局管内	2名			
十勝総合振興局管内	3名			
釧路総合振興局管内	19名			
根室振興局管内	2名			

・その他 中国籍 1名、道外居住 7名、
非公表 19名。

北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況（R2.5.11現在）



※「陰性確認済累計」とは、陽性の患者が軽快してから24時間後の1回目のPCR検査で陰性が確認され、それから24時間後の2回目の検査でも陰性と確認され、退院された方などの累計となります。

2 国の対応

- (1) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定。
- (2) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示。
- (3) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (4) 2月24日、専門家会議見解(「ここ1~2週間が瀬戸際」)
- (5) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- (6) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣(3名)。
- (7) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)。
- (8) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業することを要請。
- (9) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)するとともに、その後任として、北海道に追加派遣(1名)。
- (10) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカー対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (11) 3月2日、専門家会議見解(「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」)
- (12) 3月3日、保健師を北海道に派遣(2名)。
- (13) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売り渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。
- (14) 3月9日、専門家会議見解(「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」)
- (15) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。(3月12日より配布)
- (16) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナ感染症に関する緊急対応策—第2弾—発表。
- (17) 3月11日、WHO がパンデミック(世界的な大流行)を宣言。
- (18) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立(3月14日施行)。
- (19) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。(3月19日より配布)
- (20) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (21) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。

- (22) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を73の国と地域に拡大(4月3日から適用))。
- (23) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (24) 4月7日、緊急事態宣言。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで)
- (25) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (26) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (27) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7と都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (28) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特別警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (29) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣。
- (30) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)。
- (31) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を87の国と地域に拡大(4月29日から適用))。
- (32) 5月1日、専門家会議見解(「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」)
- (33) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (34) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (35) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (36) 関係会議の開催
- 1月30日～ 5月 4日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計33回開催
- 2月16日～ 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 計11回開催
- 1月30日・2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 計2回開催

3 道の対応(保健福祉部)

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2) 道民等への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民への情報提供
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
 - (ウ) 保健所等による相談対応 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (3) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (4) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (5) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制:総務班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (6) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (7) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (8) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (9) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (10) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (11) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (12) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)
- (13) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (14) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2月28日～3月19日)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (15) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (16) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症対処方針」を決定。
- (17) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (18) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。

- (19) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (20) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (21) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためのチラシを配架。
- (22) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINE を活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (23) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせて6班体制に拡充。
- (24) 4月12日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を変更。
- (25) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (26) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (27) 4月14日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (28) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (29) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (30) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (31) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横 INN 札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (32) 4月21日、「休業要請相談専門ダイヤル」を開設。
- (33) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (34) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (35) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受け入れ開始（最大140名程度）。
- (36) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (37) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (38) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。

(39)関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日・31日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会

1月28日～3月24日 感染症危機管理対策本部会議、計12回開催

3月27日～5月6日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計11回開催

4 町内の対応

(1)国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集

(2)町民や関係機関への情報提供、注意喚起

○ホームページにより町民へ情報提供

○町民へちらし(相談・受診の目安)を全戸配布(2月22日)

(3)2月25日

○当別町新型コロナウイルス感染症対策本部設置

・町主催イベントの3週間程度の中止、町内イベント自粛要請

○社会教育施設閉鎖(2月26日～3月2日まで)

・総合体育館 ・白樺コミセン ・西コミセン ・学習交流センター ・世紀会館

○道の駅へ感染症対策の徹底を通知

○窓口職員に対しマスク配布

○ハイター噴霧器等備品購入

(4)2月26日

○教育施設等休校等(2月27日～3月4日)

・町内小中学校の臨時休校 ・認定こども園の臨時休園(保育は登園自粛要請)

・子ども発達支援センター閉鎖 ・子どもプレイハウス閉鎖 ・あそびの広場閉鎖

○当別高校(2月28日・29日)午前授業、3月2日～8日休校。

3月1日の卒業式は時間短縮で実施。

○ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖(2月26日～3月16日)。

○ふれあい倉庫貸館休止(3月1日まで)。物販、高陣は通常営業。

○太美駅 FIKA へ感染対策の徹底指示。

○行政推進員に対し対策本部設置等の通知(FAX)。

(5)2月27日、HPにて町民に向けて町長からのメッセージ掲載。

(6)2月28日、道の駅営業時間(閉店時間18時→16時)短縮。(2月29日～3月1日)

(7)3月2日

○3月20日の北海道医療大学卒業式中止を決定。

○社会教育施設臨時休館の2週間延長(3月16日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止の2週間延長(3月16日まで)。物販、高陣は通常営業。

○道の駅臨時休館(3月3日～8日まで)。トイレ・駐車場は除く。

・道の駅宇和島フェア延期(3月20日～22日)開催時期未定。

○町内小中学校臨時休校延長(3月23日まで)

○認定こども園臨時休園延長(3月18日まで)。保育は登園自粛要請。

- 子どもプレイハウス再開(3月5日～23日まで)、原則小学1年から3年まで。
- 子ども発達支援センター、あそびの広場閉鎖延長(3月31日まで)
- (8)3月3日
 - 町内小中学校消毒作業(当小、西当小)。(当中3月6日、西当中3月9日予定)
 - 3月議会定例会の傍聴中止を決定。
- (9)3月4日、北海道医療大学へ感染拡大防止協力について通知(3月2日の専門家会議見解を受けて)
- (10)3月9日
 - 道の駅営業再開時間短縮(10時～16時)営業(3月19日まで)。
 - レクサンド市への高校生ホームステイ留学事業中止(4月20日～26日)。
- (11)3月13日
 - 社会教育施設臨時休館の1週間延長(3月23日まで)。
 - ふれあい倉庫貸館休止の1週間延長(3月23日まで)。物販、高陣は通常営業。
 - ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖の1週間延長(3月23日まで)。
 - 認定こども園は3月20日から春休み。保育は登園自粛要請(3月31日まで)。
 - 子どもプレイハウス登園自粛期間延長(3月31日まで)。
- (12)3月16日、町内医療機関及び歯科医療機関に対し、手指消毒用アルコールの配布希望の有無について通知(FAX)。希望機関に対し1医療機関に1Lを順次配布。
- (13)3月17日
 - 社会教育施設臨時休館延長(3月31日まで)。
 - ふれあい倉庫貸館休止延長(3月31日まで)。物販、高陣は通常営業。
 - ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(3月31日まで)。
 - 高橋ピートモス工業株式会社から観光行政に寄附された使い捨てマスク100枚を太美駅 FIKA に配布。
- (14)3月18日
 - 町長メッセージ(2回目)をホームページに掲載。
 - 行政推進員に町長メッセージ(2回目)を FAX 送信。
- (15)3月24日
 - 4月11日の北海道医療大学入学式中止。
 - 4月11日、12日ののど自慢中止。
- (16)3月30日
 - 社会教育施設臨時休館延長(4月14日まで)。
 - ふれあい倉庫貸館休止延長(4月14日まで)。
 - ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(4月14日まで)。
 - 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(4月14日まで)。
- (17)3月31日、4月以降の対応方針についてのチラシを町内回覧。
- (18)4月3日
 - 4月6日の町内小中学校の入学式実施。
 - 4月7日から町内小中学校授業再開。
 - 株式会社ニトリホールディングズから町内小中学校に寄附された使い捨てマスク

200枚を4校に配布。

○当別音頭を守る会から町内小中学校に寄附された手作り布マスク66枚と使い捨てマスク50枚を4校に配布。

○町備蓄使い捨てマスク400枚を町内小中学校4校に配布。

(19)4月13日

○町内小中学校臨時休校(学校閉鎖)(4月14日から5月6日まで)。

○認定こども園(幼稚園)休園(4月14日から5月6日まで)、保育は縮小開設要請。

○社会教育施設臨時休館延長(5月15日まで)。

○ふれあい倉庫貸館休止延長(5月15日まで)。物販、高陣は通常営業。

○ゆとり入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(5月15日まで)。

○子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(5月15日まで)。

(20)4月14日、4月15日以降の対応方針についてのチラシを全戸配布。

(21)4月15日

○宮永建設株式会社から寄附された防塵マスク(N95)を町内医療機関及び歯科医療機関員順次配布。

○ドリームベース株式会社からの寄附及び町備蓄の使い捨てマスクを町内高齢者関係事業所に順次配布。

(22)4月16日、夏至祭の中止を決定。

(23)4月20日、当別音頭を守る会から町内認定子ども園に寄附された手作り布マスクを配布。

(24)4月23日

○町内医療機関及び歯科医療機関に対し、サージカルマスク50枚及び手指消毒剤1Lを順次配布。

○4月27日から太美出張所の窓口利用時間の短縮を決定。

○議員協議会にて経済対策の専決処分について。

(25)4月24日

○町内の公園と運動施設の当面の使用禁止を決定。

○町備蓄の使い捨てマスクを妊婦に対し、妊婦健診の際に利用する用として一人最大14枚を配布。

(26)4月27日

○道の駅の4月末までの営業時間短縮と一部臨時休業。

○道の駅の5月1日から5月6日までの全館臨時休館。

○一般社団法人当別青年会議所、当別町商工青年部、北石狩農業協同組合青年部、当別4Hクラブの青年団から使い捨てマスク2,000枚の寄附。

(27)5月2日、町内1例目となる陽性患者の発生を確認。ホームページにおいて公表。

(28)5月7日

○道の駅の5月7日から5月10日までの全館臨時休館。

○町内小中学校臨時休校(学校閉鎖)(5月31日まで延長)。

○認定こども園(幼稚園)休園(5月31日まで延長)、保育は縮小開設要請。

○子どもプレイハウス登園自粛要請(5月31日まで延長)。

(29)関係会議等

- 1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知
- 2月 4日 部長会議において状況報告
- 2月10日 行政推進員会議において報告
- 2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知
- 2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催
- 2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 3月17日 第2回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 3月30日 第3回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 4月 7日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策幹事会議(書面会議)開催
- 4月13日 第4回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 4月28日 第5回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 5月 7日 第6回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

新型コロナウイルス感染症への 5月16日以降の対応方針

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年5月15日

5月13日、北海道は石狩振興局管内の緊急事態措置期間を5月31日までとしています。

このため、当別町においても、下記取組について、

5月31日（日）まで引き続き実施します。

- (1) 不要不急の外出の自粛
- (2) 札幌との往来自粛
- (3) 町が管理する施設の使用停止
- (4) イベント開催停止

<取組期間中の注意点>

- ① 医療機関への通院、屋外での運動・散歩等の健康の維持増進、食料品・医療品・生活必需品の買出し、職場への出勤等生活維持に必要な場合を除き、外出を控えましょう。
- ② 札幌市内においてクラスターが多数発生しています。札幌市への不要不急の往来を控えましょう。
- ③ 他都府県への往来は控えましょう。
- ④ あらためて、「手洗い」と「マスクの着用」などで感染予防を徹底しましょう。
- ⑤ 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けましょう。
- ⑥ 取組期間中の在宅勤務、シフト制、テレワーク等、感染拡大を防ぐ対策や工夫について、ご協力、促進をお願いいたします。
- ⑦ 人と人との距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保ちましょう。「ソーシャルディスタンス」

新型コロナウイルスに関する総合相談窓口 当別町総務部総務課 TEL 23-2330
E-mail : soumu1@town.tobetsu.hokkaido.jp
URL : <https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/26296.html>

(裏面もご覧ください)

新型コロナウイルス感染症のお知らせ

【ご相談の目安】

下記に該当する方は、すぐに電話でご相談ください。

※相談・受診の目安が変更となっています。

★**息苦しさ**（呼吸困難）、**強いだるさ**（倦怠感）、**高熱等**の強い症状のいずれかがある場合

★**重症化しやすい方**（※1）で、**発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状**がある場合

※1 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

★**発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合**

（症状が4日以上続く場合には必ずご相談ください。症状には個人差がありますので強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。）

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
江別保健所	011-383-2111	平日 8:45～17:30
北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	24時間
救急安心センターさっぽろ（※2）	#7119または 011-272-7119	24時間 365日

※2 新型コロナウイルスに限定した窓口ではありません。急な病気やけがの際に、医療機関への受診の必要性について、電話相談に応じています。

【相談・受診の前に心がけていただきたいこと】

○基礎疾患（持病）をお持ちの方や、その他健康状態に不安のある方は、まずはかかりつけ医等に、電話でご相談下さい。

町内の内科系医療機関	電話番号
おくやま内科・外科クリニック	27-5522
勤医協当別診療所	23-3010
スウェーデン通り内科・循環器科クリニック	25-3151
田園通りさわぎ医院	25-2055
とうべつ内科クリニック	22-1313

<担当>

当別町福祉部保健福祉課健康推進係（ゆとろ 内）

電話：23-4044

FAX：25-5018

E-mail：hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp

【開庁時間】 平日 8：45～17：15